

令和 7 年度

杉戸地区復旧治山工事

特 記 仕 様 書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、森林保全事業工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。

また、林業専用道に係る工事の施工に当たっては、森林整備保全事業施工管理基準により施工管理を行うものとする。

第2条 週休2日の取組（発注者指定方式）

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次のものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間内において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間内において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態を、通期の4週8休という。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 工事着手とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

- (3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、

機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 2 に掲げる当該名称・区分の月単位の週休 2 日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 3 に掲げる当該名称・区分の月単位の週休 2 日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の 4 週 8 休以上ではない場合は、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休以上でなかったときは、週休 2 日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表 1

現場閉所の状況	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表 2

名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・ 移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

表 3

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工（養生 マット工）		1.04	1.02

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙3のアンケートについて記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4週8休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書（別紙4）を発行する。

第3条 ICT活用工事について

本事業におけるICT活用工事は「受注者希望方」とし、実施等にあつては別紙及び下記によるものとする

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html

ICT活用工事の対象工事については、以下の(1)～(9)とする。

- (1) 土工
- (2) 付帯構造物設置工
- (3) 法面工
- (4) 作業土工（床掘）
- (5) 舗装工
- (6) 土工1,000m³未満
- (7) 小規模土工
- (8) 擁壁工
- (9) 治山ダム工

第4条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

第5条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組む。

り組むものとする。

- ・ウィークリースタンス実施要領

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/100319-1-21.pdf>

第6条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

第7条 標準仕様書に対する特記事項

標準仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

条 項	項 目	特 記 事 項						
3-4-14-6	かご工	中詰用ぐり石の種類及び品質は次のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>品 質</th></tr><tr><td>割 栗 石</td><td>150mm～250mm</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	種 類	品 質	割 栗 石	150mm～250mm		
種 類	品 質							
割 栗 石	150mm～250mm							
3-4-14-2	植生工	・使用する種子は監督職員の承諾したものを使用する。						

第8条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

共通特記仕様書第13条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
割栗石	150m～250mm	安房地区

第9条 工事材料の事前検査について

使用前に監督職員の検査を受けなければならない工事材料は、下記のとおりとする。

品目	品質・規格	適用工種	備考
パネル式角型じゃかご	Φ4.0-13cm	山腹基礎工	品質証明書の提出

令和○年 ○月				1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
工程	現場事務所の設置、資材の搬入	計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	仮設工	計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	土工	計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	法面工	計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
																																休日	作業日	当月の休日数割合	休日率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
元請	〇〇建設	現場代理人	林野 太郎					作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		監理技術者	林野 一郎					作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		職員	林野 二郎					作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		職員	林野 三郎					作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		職員	林野 四郎					作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		職員	林野 五郎					作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
下請	△△土建															作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作				4	12	4/16*100=25.0%	4/16*100=25.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
下請	□□土木																													作	作	〇	1	2	1/3*100=33.3%	1/3*100=33.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

※休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

別紙 2

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

「週休 2 日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工 事 名 :

(2) 工事期間 :

2 貴社の週休 2 日の達成状況及び試行工事の条件について

(1) 計画的に完全週休 2 日、月内週休 2 日又は工期内週休 2 日を達成できましたか。

※「完全週休 2 日」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とするもの。

「月内週休 2 日」とは、ひと月のうちで 4 週 8 休を達成するもの。

「工期内週休 2 日」とは、工期内で 4 週 8 休を達成するもの。

①完全週休 2 日を達成できた。

②①は確保できなかったが、月内週休 2 日は達成できた。 → (2) へ

③①、②は確保できなかったが、工期内週休 2 日は達成できた。

④週休 2 日を達成できなかった。

回 答 : _____

(2) 月内週休 2 日を達成できなかった理由は何ですか。

(自由記載)

--

(3) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

①適切である。

②余裕がある。

③不足する。 → (4) へ

回 答 : _____

(4) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

不足日数	

2 完全週休 2 日の導入について

完全週休 2 日を導入することに関して、発注者に求めること、現場や体制上の課題や不安はありますか。

(自由記載)

--

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

〇〇工事の請負施行について

(完成検査合格通知及び週休2日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので請負契約約款第32条2項により通知します。

また、週休2日の取組状況を確認した結果、4週8休以上の現場閉所（休日確保）を達成したことを通知します。

記

1 工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

2 週休2日の取組結果

4週8休（28.5%）以上を達成

現 場 説 明 書

千葉森林管理事務所

工 事 名 : 杉戸地区復旧治山工事

説明事項

1. 一般的事項について

(1) 工事入札

工事入札(又は見積書の提出)にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に低触する行為を行ってはならない。

(2) 工事用仮設用地の選定や支障木の伐採等は監督職員と充分打ち合わせ、森林事務所等で所定の手続きのうえ使用し、使用後は原形復旧等を行い返地すること。

(3) 山火事の防止には、充分留意すること。

(4) 一般者の現場内立入を禁止する等、事故の発生を未然防止する措置をすること。

(5) この工事の支給材料及び貸与品はない。

2. 契約について

(1) 契約金額は、落札金額に10%の消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

(2) 前払金は、請負代金の10分の4以内とする。

(3) 中間前金払及び部分払

ア 契約金額が1千万円以上かつ工期が150日以上 of 工事に適用され、契約時に中間前金払か部分払のいずれか一方を選定して約定することができる。

イ 受注者は中間前金払を請求するときは、あらかじめ発注者の認定を受けること。この場合の認定要件は次のとおりとする。

(ア) 工期の1/2を経過していること。

(イ) 工事の進捗が概ね工程表に基づき推移していること。

(ウ) 工事の進捗額が概ね請負代金額の2分の1以上と認められること。

3. 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書の提出とともに、以下アからエのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「(保管金取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏(官職)(氏名)」を記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示によること。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 債務不履行時による損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、保証事業会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の預金の受入れを行う組合とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官（官職）（氏名）」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

(エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(オ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ク) 受注者は、工事完成後、分任支出負担行為担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官（官職）（氏名）」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(エ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(オ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約束する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官（官職）（氏名）」と記載するように申し込むこと。

(エ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(オ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等を確認し、指定された手順を踏むこと。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※ 電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※ 電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※ 契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※ 認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

(4) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約の保証を付させなくてもよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約書である場合。

イ 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業体基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に規定する会社及び個人をいう。）であって、その数が 3 人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（競争参加者選定事務取扱要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通達）第 5 条の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より 2 等級以上下位である場合を除く。

4. 工事用資材等の運搬関係

大型貨物自動車の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い荷受人にもその責を課せられることにより、違反運行の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので、大型貨物自動車等により工事用資材及び工事用機械器具等の運搬に際しては過積載のないように十分に注意すること。

5. 日本工業規格の国際単位系への移行に伴う取扱いについて

契約図書で旧 J I S 製品記号を用いている場合は、新 J I S 製品記号に読み替えるものとする。

6. 建設業退職金共済制度について

- (1) 当該工事を受注した建設業者（以下「受注者」という。）は、建退共制度の発注者用掛け金収納書（以下「収納書」という。）を提出するものとする。
- (2) 受注者は、前項の収納書を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出する。ただし、期限内に収納書を提出できない事情があると認められる場合で予め発注者に申し出た場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、前項のただし書の申し出をする場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により発注者に申し出るものとする。
- (4) 受注者は、前項の申し出をした場合、又は請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した場合は、この収納書を工事完成までに発注者に提出するものとする。なお、受注者は請負金額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入しなかったときは、発注者にその理由を書面により提出するものとする。
- (5) 発注者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注者又は建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることができる。
- (6) 受注者は、現場において「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示を確実に実施するものとする。
- (7) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係わる共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

- (8) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (9) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注者に建退共制度への加入手続、あるいは共済制度の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、受注者においてできる限り下請業者の事務の委託に努めること。

7. 工期に係る余裕期間の設定について

- (1) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年1月16日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んでいる。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。
- (2) 余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき工事工程表に工事着手日を記入し提出するものとする。併せて配置予定技術者を届出るものとする。

8. 主任技術者、監理技術者の専任を要しない期間について

主任技術者、監理技術者の専任を要しない期間は次のとおりとする。

- (1) 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- (2) 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、跡片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例「検査合格通知」等における日付）とする。

9. 施工体制台帳の作成及び提出について

下請契約を締結した場合においては、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること。

10. その他一般に現場説明における説明を要する事項としての、設計図書等の内容について

- (1) 設計図書に数量のみを示した工種で施工箇所及び箇所別数量が明示されていないときは、監督職員の指示又は承認により施工すること。
- (2) 現地で条件変更等の事項が確認され、地形等の状況に基づき、土木定規及び施工基準図

により施工し、必要あるときは監督職員の指示又は承認による。

- (3) 工事支障木等について当初設計積算には含まれていないことから、工事支障木等が発生した場合は設計変更の対象とする。その際、伐採等に係る見積書の提出と併せて作業内容及び作業工程が確認できる資料を監督職員に提出すること。なお、作業内容や作業工程が見積書の内容と相違がある場合は設計変更の対象としない。

1 1.ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。